

ガイドライン分科会 平成29年度報告

ガイドライン分科会では、平成28年度に改定をおこなった「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用状況及び最新の侵害事例について議論を行いました。

前回の本会において継続検討となったガイドライン別紙のノベルティについて、内容の確定と運用について検討を行いました。

1. 参加団体

一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン

一般社団法人日本レコード協会

株式会社日本国際映画著作権協会

一般社団法人日本動画協会

シャネル株式会社

本田技研工業株式会社

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

一般社団法人電子情報技術産業協会

一般社団法人日本音楽著作権協会

株式会社ケリングジャパン

バーバリー・ジャパン株式会社

ヤフー株式会社

株式会社ディー・エヌ・エー

株式会社スターダストコミュニケーションズ

株式会社メルカリ

楽天株式会社

株式会社 **Fablic**

株式会社リクルートライフスタイル

株式会社 **SynaBiz**

(敬称略、順不同)

2. 開催日

第1回 平成29年10月26日(木)

第2回 平成29年11月7日(火)

3. 討議内容と結果

● 別紙1について

なお、別紙1のノベルティと称する権利侵害品の流通に関する課題について、(1)削除相当に位置づけるか(2)他の記載と合わせて判断に位置づけるべきか議論がなされました。議論の結果、権利侵害品であるか判断に迷うような事例があるため、まずはこれを「(2)他の記載と合わせて判断」に位置づけ、運用することで意見が一致しました。

● 別紙3について

また、別紙3の表記ゆれを整理し、内容を確定させました。ただし、別紙3の内容は、その時々流行により変わりうる内容であるから、いつの時点のものか分かるように日付などを入れてはどうかという意見が出ました。

● その他

オブザーバーを分科会に呼ぶことの是非について、問題ない旨意見が一致しました。

● 具体的内容

第1回 …今年度のガイドライン分科会での討議内容の検討

第2回 …ガイドラインの別紙1のノベルティの箇所と別紙3のノベルティについての整理

以上